

元女性国税専門官からのひとこと～サントリーの研究～

サントリーグループの資本構成

日本を代表する企業グループ、サントリーの創業家の鳥居家と佐治家は、フォーブス誌の資産家番付でも日本4位にランク付けられるほどの株長者です。しかしそのサントリーグループ企業本体は上場していません。2013年にサントリーホールディングスの子会社のサントリー食品インターナショナルが2013年に上場しましたが、この企業グループには2つの持株会社があり、その2社を通じて創業家はグループ企業を支配しています。

直近で公開されている有価証券報告書から、以下のような資本構成が推測されます。

寿不動産(株)：1956年創業の創業家一族の中核となる資産管理会社です。もともと1899年創業のサントリーの旧社名は「寿屋」だったところから命名されたようです。株主は創業家の個人株主とサントリーの公益法人がほぼ全て保有しており、サントリーホールディングスの親会社でもあります。

仮に創業当時にサントリホールディングス(その前身の事業会社)の株式を取得したとすると、莫大な含み益になっていると思います。たとえ、寿不動産の株式が純資産価額方式だけで評価されたとしても、含み益が大きいと37%控除の効果も大きくなり、相続税評価額をある程度抑えることができます。

さらに23%の株式は財団法人に寄贈しています。公益財団法人が寿不動産の株主になっています。これは過去において、創業家の個人に相続が発生し、相続人が相続した寿不動産の株式を、公益財団法人に寄附した結果だと思います。相続した人が、相続した財産を、国・地方公共団体・公益財団法人に、相続税の申告期限までに、寄附した場合には、その寄附財産は相続税の課税対象としないという特例があります。この特例を相続した株式に適用すれば、相続税が非課税になると同時に、寄附を受けた団体はその会社の株主になるわけです。

サントリーホールディングス(株)：酒類、飲料、食品事業を統括しています。傘下には300社近い事業会社があります。グループ唯一の上場企業「サントリー食品インターナショナル(株)」もここに含まれます。同社の株式時価総額は、1.46兆円超です。

